

大町市中小企業者等への 融資制度及び補助金制度

令和7年度

大町市地域振興部まちづくり産業課

TEL 22-0420 FAX23-4660

大町商工会議所 中小企業相談所

TEL 22-1890 FAX23-3735

美麻商工会

TEL 29-2813 FAX29-2523

大町市中小企業制度融資資金

◎大町市中小企業制度融資資金一覧

経営の安定、事業の合理化・発展のための資金を要する方

資金名	対象者	限度額	利率	期間	保証人等
運転資金	運転資金を要する方	1,000万円	年2.0%	84月以内 (内据置12月以内)	保証人 原則不要 (詳細は欄外の「保証人の取扱」をご覧ください)
設備資金	設備資金を要する方	1,500万円	年2.0%	120月以内 (内据置12月以内)	
景気変動対策経営安定特別資金 (令和7年9月30日まで)	景気変動により、事業活動に著しい影響を受けている方	運転資金 3,000万円	年1.2%	120月以内 (内据置24月以内)	
不況対策資金	・経済不況により、事業活動に著しい支障を生じている方 ・取引先の倒産による連鎖倒産を防止するための資金を必要とする方 ・大町市制度融資資金の借換をする方	運転資金 3,000万円 設備資金 1,000万円	年1.4%	120月以内 (内据置12月以内)	
小規模企業特別資金	経営の安定のための資金を要する、保証協会の保証残高が8,000万円を超えない小規模事業者	運転資金 設備資金 1,000万円	年1.8%	84月以内 (内据置12月以内)	担保 必要に応じて徴する
小口零細企業保証資金	経営の安定のための資金を要する、保証協会の保証残高が2,000万円を超えない小規模事業者	設備資金 運転資金 2,000万円	年1.7%	120月以内 (内据置12月以内)	
公害防止設備資金	大町市環境保全条例に基づく公害の防止に必要な設備に要する資金	2,000万円	年2.2%	120月以内 (内据置6月以内)	
災害対策資金	市長が認めた災害により直接被害を受けたため資金を要する方	運転資金 1,000万円 設備資金 1,500万円	年1.3%	96月以内 設備資金は120月以内 (内据置12月以内)	

施設の開設、移転、増設のための資金を要する方

資金名	対象者	限度額	利率	期間	保証人等
公共事業関連資金	市が施行する公共事業により、移転の必要が生じた場合に資金を要する方	運転資金 1,000万円 設備資金 1,500万円	年1.8%	72月以内 設備資金は120月以内 (内据置6月以内)	保証人 原則不要 (詳細は欄外の「保証人の取扱」をご覧ください) 担保 必要に応じて徴する
工場等用地取得資金	工場等の新設、移転又は増設に係る用地の取得に資金を要する方	3,000万円	年2.1%	120月以内 (内据置12月以内)	

これから創業しようとする方、創業間もない方、新たな事業展開のための資金を要する方

資金名	対象者	限度額	利率	期間	保証人等
新規創業支援資金	新規創業予定者及び創業1年未満の方で事業の実施のための資金を要する方	運転資金 1,500万円 設備資金 2,000万円 設備・運転合計 2,500万円	年1.1%	84月以内 設備資金は120月以内 (内据置12月以内)	保証人 原則不要 (詳細は欄外の「保証人の取扱」をご覧ください) 担保 必要に応じて徴する
事業展開資金	事業転換、新分野進出等経営の多角化のための資金を要する方	運転資金 3,000万円 設備資金 5,000万円	年1.1%	84月以内 設備資金120月以内 (内据置12月以内)	

共同事業を実施するために資金を要する中小企業団体

資金名	対象者	限度額	利率	期間	保証人等
共同事業資金	商工中金の所属団体が行う共同事業に必要な資金及び構成員の事業に要する資金の転貸を要する中小企業団体	1組合3,000万円 ただし、構成員に転貸する場合は1構成員500万円	年2.4%	84月以内 (内据置6月以内)	保証人 組合の役員3人以上 転貸の場合は他に転貸先 担保 必要に応じて徴する

◎各資金の貸付対象者の詳細内容

景気変動対策経営安定特別資金

対象者は、以下のいずれかに該当する者

- ① 急激な景気変動の影響を受け、直近6カ月のうちいずれか1か月の売上高又は利益性が前3カ年のいずれか同月と比べて 10%以上減少している者
- ②セーフティネット保証制度各号に基づく認定企業又は危機関連保証認定企業

不況対策資金

対象者は、以下のいずれかに該当する者

- ①経済不況等を受け、最近3か月の売上高又は利益性が前3カ年のいずれか同期に比べ 5%以上減少している
- ②セーフティネット保証制度各号に基づく認定企業又は危機関連保証認定企業
- ③倒産企業との取引依存度が20%以上であって、当該倒産企業に対する回収困難な売掛債権等を有する
- ④倒産企業に対して300万円以上の回収困難な売掛債権を有する

【借換要件】

市制度融資資金のみ借換可とし、この借換により従前の市制度融資資金を一括返済すること。また、借入期間は1年を超える期間とし、借換は信用保証協会付、同一金融機関内に限り可とする（経営統合により、長野銀行と八十二銀行を同一金融機関と見なす）。なお、本資金で借入した資金を再度借換することはできない。

本資金の申込時点で、信用保証協会付融資（期間1年以内の借入、当座借越、カードローンを除く）を6ヵ月以内に早期完済している場合は利用できない。また、新型コロナウイルス感染症対策特別資金及び不況対策資金（緊急経済対策枠）は対象外とする。

責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借換えることはできない。なお、借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。

あっせん申込書（様式第5号）の「資金を必要とする理由（具体的に）」欄に、資金使途が借り換えである旨及び借り換え対象となる従前の借入金の名称、元金返済開始年月日及び借入残高を明記し、売上高比較表（『事業の経営向上計画』に記入）を添付するとともに、金融機関は事業内容の把握に努めること。

小規模企業特別資金

小規模企業とは、従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の事業所で、保証協会等の保証残高が8,000万円を超えない方

小口零細企業保証資金

小口零細企業とは、従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）の事業者であって、信用保証協会の保証残高が2,000万円を超えない方

災害対策資金

事業所及び事業用資産の被害額が、以下のいずれかに該当する者

- ①被害時における価格の50/100程度以上である
- ②被害が生じた日の年の前年度決算の事業総収入額の10/100以上である

◎大町市中小企業制度融資資金の概要

中小企業融資制度は、中小企業の事業経営に必要とする融資を円滑に調達し、事業の発展のために市が金融機関に資金を預託して金融機関から低利融資を行う制度です。なお、融資は原則として、長野県信用保証協会等の保証付き融資となります。

また、融資の際に負担していただく保証料について、市の補助制度があります。

◎中小企業の範囲

※資本金又は従業員数のいずれか該当すれば対象になります。

業 種	資 本 金	従業員数
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
建設業・その他産業	3 億円以下	300 人以下

◎ご利用できる方

・市内に事業所を有し、12 月以上継続して営業している方
(新規開業予定者を対象とする資金もあります)

- ・事業協同組合や協同組合等の中小企業団体
- ・市税等に滞納がない方
- ・信用保証協会の定める対象業種を営む方
- ・金融機関と取引停止中でない方

※次の方はご利用できません

- ・保証協会等で代位弁済中の方
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ・経営継続の見込みがない方
- ・制度融資を不正に利用したことがある方
- ・営業と家計が分離していない方

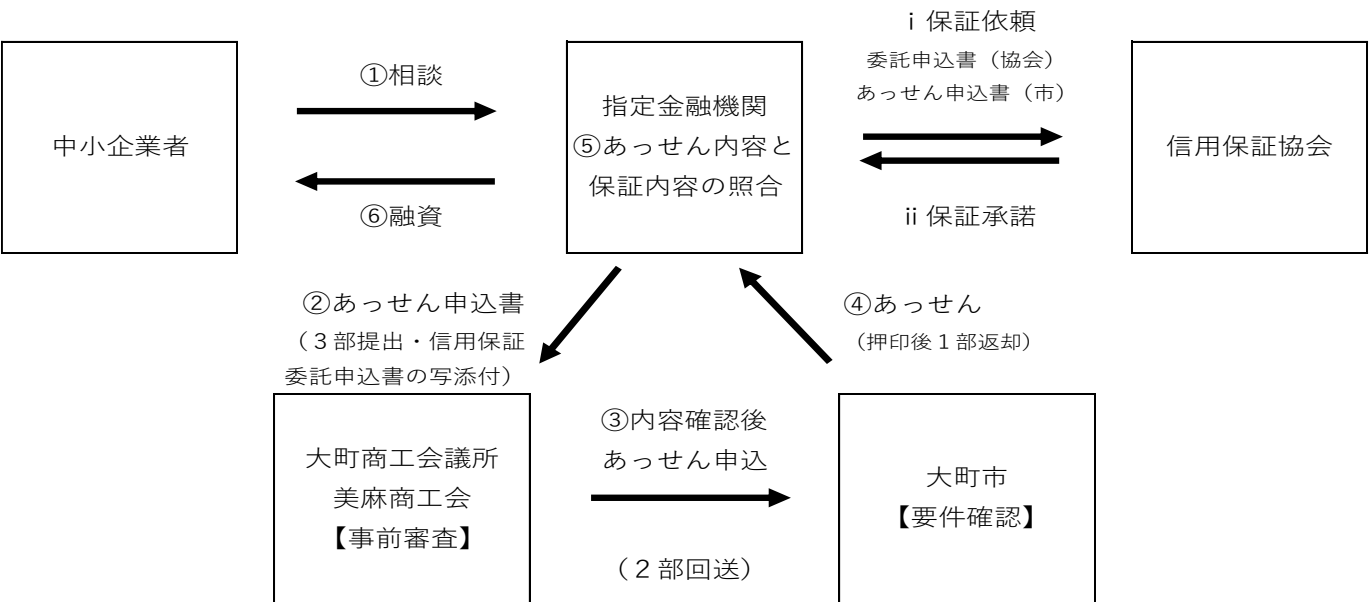
※次の場合は設備資金の対象となりません

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的なもの又は過剰投資的なもの
- ・融資申込時及び実行時において、既に代金の支払いが行われているもの

◎取扱金融機関

資金名	金融機関名
共同事業資金	商工組合中央金庫
その他の資金	・八十二銀行 ・長野銀行 ・長野県信用組合 ・松本信用金庫 市内各支店

◎融資の手続き



◎申し込みに必要な書類

- ・ あっせん申込書
 - ・ 信用保証料委託契約書
 - ・ 納税証明書（長野県税、大町市税）
 - ・ 直近の決算書及び試算表（試算表は決算後 6 カ月経過している場合に提出）
（個人事業主の場合は確定申告書の写し、不況対策資金の場合複数年度提出の場合あり）
 - ・ 営業許可書（法により定められているもののみ）
 - ・ 借入内訳書
 - ・ 経営向上計画書（景気変動対策経営安定特別、不況対策資金のみ）
 - ・ 資金使途が設備の場合、見積書、カタログ等
 - ・ 経営指導員意見書（小規模、一般分のみ）
- ※詳しくは大町商工会議所、美麻商工会、金融機関、市役所まちづくり産業課へお問い合わせください

◎設備資金について

制度融資の対象設備の設置を完了したときは、設置完了から 10 日以内に市へ設備完了届（様式第 8 号）、経費に係る領収書及び設備等の写真の提出が必要です。

◎保証人の取り扱い

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要ですが、次の方を保証人として求める場合があります。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者とともに当該事業に従事する配偶者
- ②本人又は代表者に健康上の問題のある場合の事業承継予定者
- ③財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスクの許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者、支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は当該協力者等

◎保証料補助制度

大町市中小企業融資制度資金を利用される場合、市が保証料を補助します。
利用される制度資金や、融資額により保証料率の 5 分の 1 を負担していただきます。
ただし、セーフティネット保証又は危機関連保証を受ける方、新規創業支援資金、事業展開資金、小口零細企業保証資金、景気変動対策経営安定特別資金は、市が保証料を全額補助します。
なお、事業者選択型経営者保証非提供制度を使用する場合は、以下の負担となりますのでご確認ください。

1 / 5 負担の場合 ⇒ 上乗せ 0.25% 時 2 / 5 負担 上乗せ 0.45% 時 1 / 2 負担
本人負担なしの場合 ⇒ 上乗せ 0.25% 時 1 / 4 負担 上乗せ 0.45% 時 1 / 3 負担

◎利子補助について

利子補助を行う資金については、以下のとおりになります。

資金名	補助率	補助期間
工場棟用地取得資金	年 1. 5 %	借入後 3 年
公共事業関連資金	年 1. 5 %	借入後 1 年

補助を受けるときは、あっせん資金を借り入れた日から 1 年を経過した日以降 10 日以内に、利子補助申請書（様式第 6 号）に金融機関の発行する証明書（様式第 7 号）を添えて提出してください。1 年ごとに算出した額を交付します。

大町市の補助金制度

大町市中小企業振興条例に基づく助成制度

事業の種類	対象施設	対象経費	補助率及び限度額
商店街近代化事業 (共同店舗)	中小企業者が設置する中高層耐火建築物(3 階以上)の共同店舗(3 店舗以上)で、投下固定資産総額が 3,000 万円以上のもの	商店の近代化を図るための店舗の設置に要する経費	1/20 以内 限度額：500 万円
共同施設設置事業	(1) 商店街美化施設(街路灯、アーケード等)で共同設置し、投下固定資産総額が 100 万円以上のもの	中小企業が設置する左欄に掲げる施設設置に要する経費	1/2 以内 ただし、市が国又は県から補助金の交付を受ける場合は 2/3 以内 限度額：2,000 万円
	(2) 駐車場(普通車が同時に 10 台以上駐車できる規模で商店街からおおむね 300m 以内に設置するものに限る)	路面舗装、区画線、外柵工事、照明設備その他付帯設備設置に要する経費	
	(3) 商店街が管理する街路灯	商店街が管理する街路灯を LED(高効率型の照明器具をいう)を使用したものに改修(電球を LED 電球に交換する場合を含む)又は修繕するために要する経費	1/2 以内 限度額 50 万円
空き店舗活用事業 (注) (1)～(4)までは、重複して受けることはできない。	(1) 空き店舗を商店街の集客に役立つ施設(ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット等の施設をいう。以下「集客施設」として改修するもの	商店街の活性化を図るため空き店舗を左欄に掲げる施設に改修するに要する経費	1/2 以内 ただし、市が国又は県から補助金の交付を受ける場合は 2/3 以内 限度額 500 万円
	(2) 空き店舗を賃借又は購入するものが商業用施設(サービス業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条の規定による営業の用に供する施設を除く)を含む。以下同じ)として改修するもの		1/3 以内 限度額：100 万円
	(3) 空き店舗を商業用施設又は集客施設の用に供するために賃借するもの	左欄に掲げる施設を賃借する場合の家賃	1/2 以内 ただし、月額 10 万円、12 月を限度とする
	(4) 空き店舗を(3)に掲げるものの以外の事業の用に供するために借用するもの。ただし、倉庫、ガレージ等除く		1/3 以内 ただし、月額 10 万円、12 月を限度とする

商店街災害復興事業	商業の用に供するための施設で市長が認めた集客施設、事務所等で災害により、り災し、再建するもの	り災した日から2年以内に設置するために借り受けた設備資金で、返済期間が8年以上のもの	10/10 以内 ただし、1 年間の補助額は 150 万円、借入日から 3 年間（据置期間を含む）を限度とする
公害防止施設設置事業	中小企業者等が行う大町市環境保全に関する条例（昭和 46 年条例第 5 号）第 21 条に規定する施設で投下固定資産総額が 300 万円以上のもの（大町市工場等誘致振興条例の適用を受けたものを除く）	左欄に掲げる施設を設置するに要する経費	1/5 以内 限度額：1,000 万円
環境緑化整備事業	中小企業者等が行う自らの事業所等の環境緑地化事業で、その緑地面積が事業所等の敷地面積の 20%以上かつ事業費 300 万円以上のもの	左欄に掲げる事業の実施に要する経費	1/5 以内 限度額：100 万円
従業員福利厚生施設 設置事業	中小企業者等が設置する従業員のための宿舎、保健施設、託児施設、教養文化施設、その他市長が特に認める施設で投下固定資産総額が 500 万円以上のもの	左欄に掲げる事業の実施に要する経費	1/20 以内 限度額：300 万円

（注）空き店舗活用事業：都市計画法に規定する商業地域等に存在し、90 日以上利用されていない建物であること。

大町市起業支援補助金制度

対象	交付条件（一部）	対象経費	補助率及び限度額
・大町市内で起業をする者 ・報酬を伴う活動を既に行っていない者 ・起業する事業が副業、複業、兼業に該当しない者	・補助事業内容が地域の活性化に直接的な影響が期待できるものであること ・市内に住民登録をし、かつ、起業後3年以上居住すること	・起業に不可欠な設備費及び備品費ほか	1/2 以内 限度額：100 万円 （加算適用条件あり）

大町市店舗改修事業補助金制度

対象	補助対象事業	対象経費	補助率及び限度額
・市内同一店舗で1年以上継続して小売業、宿泊業、飲食サービス業又は生活関連サービス業を営む者（中心市街地に存在する店舗に限る）	・市内に本社、本店等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者により行われる店舗の改修工事	・店舗の改修工事等に要する費用	1/2 以内 限度額：50 万円

※詳しくは、大町市まちづくり産業課までお問い合わせください。

下記窓口にお気軽にご相談ください

大町市役所 まちづくり産業課	〒 3 9 8 - 8 6 0 1 大町市大町 3 8 8 7 番地 ☎ 2 2 - 0 4 2 0 (内線 5 4 2)
大町商工会議所 中小企業相談所	〒 3 9 8 - 0 0 0 2 大町市大町 2 5 1 1 - 3 ☎ 2 2 - 1 8 9 0
美麻商工会	〒 3 9 9 - 9 1 0 1 大町市美麻 1 1 3 9 9 ☎ 2 9 - 2 8 1 3